

「福島県家庭教育支援チーム」実施要項

1 趣旨

都市化や核家族化、ひとり親家庭や共働き家庭の増加、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、子育てに悩みや不安を抱えつつ、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭も存在し、また、児童虐待や不登校など、子どもの育ちをめぐる課題も懸念され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

こうした中、子どもたちの健やかな育ちを支え、すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う「家庭教育支援チーム」の登録制度を設ける。

2 登録要件

地域の多様な人材を中心に組織し、保護者や子どもへの家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームであり、次の（1）から（3）までの要件をすべて満たしていること。

（1）具体的な取組内容として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、以下のア～エのいずれか又はこれらを組み合わせた取組を行うものであること。

ア 保護者等への学びの場の提供

保護者等に対する主体的な「学び」と「育ち」に関する学習機会の提供や情報提供、相談対応等

イ 保護者等への地域の居場所づくり

地域資源を活用した親子参加型の体験型プログラムの実施・情報提供や日常的な交流の場の提供等

ウ アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者や子どもの居場所に出向いて届ける支援）

保護者や子どもの居場所（自宅や学校、企業等）に出向いての情報提供や相談対応等

エ その他、取組の目的・内容等が家庭教育支援に資するもの

（2）継続的な取組を行うものであること。

（3）団体自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

（4）団体の構成員が反社会的勢力ではないこと。

（5）営利を主たる目的とした活動を行うものでないこと。

（6）特定の政党、政治団体、宗教団体等の思想、信条及び利害に偏った目的による活動を行わないこと。

（7）上記（6）に該当しない場合であって、当該家庭教育支援チームの活動の趣旨と異なる活動について、宣伝や勧誘を行わないこと。

（8）家庭教育支援チームの趣旨に反する活動、公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのある取組を行わないこと。

（9）その他、家庭教育支援チームとして登録すべきでない特段の事情がないこと。また、法令等

に違反する又は違反する恐れのある行為を行わないことはもとより、福島県教育委員会の信用を傷つける行為と判断される行為を行わないこと。

3 登録申請

登録しようとする家庭教育支援チームは、登録申請書（様式5）に必要事項を記載し、当該チームの活動拠点が所在する教育事務所に提出すること。

4 登録

（1）福島教育委員会は、申請チームの取組が上記2の登録要件をすべて満たしていると判断できるときは、「福島県家庭教育支援チーム」の登録を行うとともに、確認の結果を申請チームに通知するとともに、関係市町村教育委員会へ情報提供を行う。

（2）登録団体には、「家庭教育支援チーム登録証」を送付する。

（3）登録有効期限は原則5年間とし、登録日から5年後の3月31日までとする。

（4）登録団体は、団体の求めに応じて、かつ、登録要件を満たしている場合は、文部科学省が行う「家庭教育支援チーム」へ登録することができる。

なお、登録に当たっては、別途文部科学省の定める申請書に記入のうえ、申請するものとする。

5 広報・情報提供等

福島県教育委員会は、登録チームの概要（チーム名、活動拠点、活動内容、連絡先等）を社会教育課ホームページに公表（福島県地域学校協働本部人材バンクデータともリンクする）するとともに、各市町村教育委員会等へ周知する。また、支援チームの実践力の育成や支援チーム同士の交流を促進するため、家庭教育支援チームスキルアップ研修や地域家庭教育支援者地区別研修等で情報を提供する。

また、登録団体には福島県教育委員会より研修会や家庭教育支援等の情報を提供する。

6 登録の取消し

（1）登録チームが解散もしくは活動を休止するとき、上記2の登録要件を満たさなくなったとき、又は、本制度の趣旨に反する行為をしたときは、福島県教育委員会はその登録を取り消すことができる。

（2）登録チームにおいて、登録の取消しを行う場合は、申請書に必要事項を記載の上、当該チームが所在する教育事務所を経由して、速やかに福島県教育委員会へ提出すること。

（3）登録チームが上記2の登録要件に反する行為又は反する恐れのある行為があることを、当該チームの活動拠点が所在する教育事務所において把握した場合には、福島県教育委員会に報告するものとする。

（4）取り消したときは、当該チームが所在する教育事務所を経由して、その旨を当該チームに通知する。

7 変更及び更新

登録チームにおいて、申請書の記載事項に変更が生じた場合、又は、上記4（2）の登録期間が満了する場合は、申請書に必要事項（変更の場合は変更事項のみ、期間満了の場合は全ての事項）を記載の上、当該チームが所在する教育事務所へ提出すること。